

平成24年第2回定例会 文教常任委員会

平成24年6月6日

亀井委員

公立学校における児童・生徒の備蓄食糧の整備の推進について、何点かお伺いしたいと思います。

昨年の3・11の時、神奈川県内の小中学校でも、多くの被災された方がいまして、学校では安全を確認して、児童・生徒を帰したところもあれば、しばらく学校に留めたところもありました。学校が、しっかりと安全を確認した上で児童・生徒を帰しましたが、公共交通機関が止まってしまったため、子供たちのお父さん、お母さんが家に帰れなくて、一晩寂しく過ごした子供が多くいたということも聞いております。

今回は、そういう反省もあって、災害時には保護者が引き取りに来るまで、基本的には学校に留め置く、保護するという事になっていると理解しております。

そうなりますと、複数のPTAの方から、学校に留め置く場合の食糧の備蓄は、どのようになっているのかということをよく聞かれますので、確認の意味で数点伺いたいと思います。市町村が策定する地域防災計画については、基本的に地域内の小中学校を避難所に指定しているということは承知しておりますが、避難所の指定について、どのような状況なのか伺いたいと思います。

広報情報課長

県内の公立小中学校の避難所の指定状況でございますが、県内33市町村のうち、横須賀市や平塚市など29市町村では、市町村が定める地域防災計画におきまして、その市町村内の全ての小中学校を避難所に指定しております。

一方、横浜市をはじめとしまして、相模原市、三浦市、南足柄市の4市では、全ての小中学校を避難所として指定しておりません。その理由を確認しましたところ、横浜市では、区の防災拠点など、避難所とは違った用途で学校を活用する予定があることや、三浦市では、学校が海に近いため、避難所として指定していないという理由でございました。

亀井委員

地域的な状況もありますし、小中学校の場所が重なっているとか、スタッフの状況もあることは分かりますが、避難所として指定されているところと、指定されていないところで、子供たちの備蓄内容に差異が生じてしまうと困るのではないのでしょうか。

避難所に指定してある所は、学校内に倉庫を設けて、そこに食糧が備蓄されているのだと思いますが、その倉庫内には、子供たちの分までしっかりと食糧が整備されているのか伺います。

広報情報課長

ただいま委員からお話しございましたように、公立の小中学校では、基本的に通学区が指定されておりますので、その学校の周りの地域から子供が通っているという状況がございます。そういう中で、その子供たちの食糧については、避難される地域住民の一人として、学校に備えている備蓄倉庫の食糧の中に含まれているという状況でございます。

亀井委員

先日の新聞報道でもありましたけれども、私の地元である横須賀市は、今年度の予算で、児童・生徒用の備蓄食糧を整備するというような報道があったのですが、これにつきまして、もし詳細に分かれば教えてください。

広報情報課長

横須賀市内には、47の公立小学校と23の公立中学校がございます。その全ての小中学校が避難所に指定されておきまして、横須賀市におきましては、委員からお話がありましたように、今年度の当初予算で、その小中学生全員分、1人当たり1食分の食糧、これはビスケットでございますが、そのビスケットを1食分と500ミリリットルの水、それに加えて、防寒用のアルミシートが小中学生全員分としまして、新たに整備されることになったと伺っております。

亀井委員

全体的なことを伺いたいと思うのですが、避難所に指定されていない小中学校の子供たちの備蓄食糧は、どのようになっているのでしょうか。

広報情報課長

避難所に指定されていないということで、学校には備蓄倉庫がないということですが、その学校に通う子供たちの食糧は、避難所に指定されている近隣他校の備蓄倉庫から調達するという状況でございます。

亀井委員

予算化されているところと、予算化されていないところとか、避難所に指定されている学校、指定されていない学校、政令市と他の市との間で、少しは差異が生じるのは仕方ないと思うのですが、格差を是正していくのが県の役割ではないかと思うのです。そこで、県教育委員会として、格差の是正について、現在どのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

広報情報課長

市町村においては、地域防災計画に基づきまして、防災備品や備蓄食糧を整備していくという責務がございますので、子供たちの食糧の備蓄に関しまして、県教育委員会の考えについて答弁させていただきます。

私どもは、昨年の中日本大震災や、文部科学省が今年3月に作成しました、学校防災マニュアル作成の手引きなども踏まえまして、これまでの、学校における地震防災活動マニュアルの作成指針を見直し、風水害時の対応も記載しました、学校防災活動マニュアルの作成指針を今年3月に作成し、県内市町村教育委員会や学校などに示してございます。

そうした中で、保護者が引き取りに来るまでは学校で児童・生徒を保護することが、県内の市町村においてルール化されておりますし、私どもも、子供たちの食糧を備蓄することは、必要であると考えております。この点につきましては、ただいま申し上げた作成指針の中で、児童生徒の食糧について、現状の備蓄の充実に努めることと、食糧、飲料水の品質保持期限などを把握する必要があることを記載しておりまして、市町村等に、実際に活用するよう示してあります。

亀井委員

学校防災活動マニュアルの作成指針を3月に作成しまして、それを学校や学校関係者に提示したということで、3箇月がたちましたが、反響はどうでしょうか。

広報情報課長

このマニュアルそのものは、東日本大震災が起きた後に、1回改訂をしております。その時点でも、この備蓄食糧の考え方を示しております。私どもとしましては、子供たちの食糧の備蓄については、以前からその必要性を各市町村に示しているという状況でございますので、ここで改めて、新たにこの部分を規定し加えたというわけではございません。

亀井委員

このマニュアルの作成指針ですが、これを見て、学校としてはこういったマニュアルを作成しなさいと書いてあります。要するに、震災が起きたことを想定して、日頃からできることをしっかりやりなさいと書いてあるわけで、市の教育委員会の役割なのか、県の教育委員会の役割なのかはよく分かりませんが、本当にマニュアルを作っているのかというチェック体制は、言いつ放しになっているのでしょうか。そこで、チェック体制についてはどのように考えているのか伺います。

広報情報課長

例えば、このマニュアルを作りまして、各学校がそれに基づいて訓練を行って、課題が見付かったら、その課題に基づいて、またマニュアルを見直していきます。このように、常にそういった実践を行いまして、市町村や学校のマニュアルを変えていき、それに伴いまして、県の指針も変えていくという状況でございます。

亀井委員

しっかりとPDCAサイクルに基づいて、できている学校はいいのですが、できないところも多分あると思うのです。厳しく言えば、そういうところも含めて、チェック体制を構築するということのをこれからやっていかないと、あそこでは児童が助かったけど、あそこでは助からなかったという話が出てくると思います。教育委員会は何をやっていたのかという話になってくると考えられますので、これからしっかりと検証していただきたいと思います。

次に、避難所指定の県立学校についてですが、市町村の地域防災計画でも、小中学校以外に、県立学校を避難所に指定しているということは承知しているのですが、現在の状況はどうなっていますか。

広報情報課長

まず、県立学校全体の数を申し上げますと、現在、県立高校は分校1校を含めて144校でございます、それに特別支援学校26校、中等教育学校2校が県立高校と同じ敷地内に設置されておりますので、学校数は172校、施設数としては170施設といった状況でございます。

その中で、市町村の地域防災計画の中で避難所に指定されている数は、施設数で申し上げますと54の施設、学校数で申し上げますと55校の県立学校が、避難所に指定されているという状況でございます。

亀井委員

特別支援学校が26校あるとの答弁でしたが、調べてみると、私の地元の県立岩戸養護学校と県立武山養護学校は、避難所の指定を受けていません。特別支援学校というのは、もちろん地域性があると思うのですが、地域の障害のある方が避難してることが想定されます。現在の障害児、障害者に対してのフォロー体制はどうなっているのか教えてください。

広報情報課長

確かに、障害のある方は、急激な環境の変化が苦手であったり、大勢の人たちの中にいると、ストレスを感じてパニックになる方がいらっしゃるというのは事実でございます。したがって、通常の避難所である体育館において避難所生活を送ることは、様々な困難が予想されます。

それに対しまして、特別支援学校は、障害のある方が生活しやすい機能を持った施設でございます。加えまして、専門の教職員がいることなど、落ち着いて避難所生活を送る環境が整っております。そうしたことから、教育委員会では、県立特別支援学校を、障害のある方の二次的な避難所として提供することとしておりまして、現在、伊勢原、茅ヶ崎、藤沢の3市とその市内にある3校が利用する施設や期間な

どを定めた協定をしまして、福祉避難所の機能、役割を担っているという状況でございます。

特別支援教育課長

ただいま協定を結んでいる学校の情報提供をさせていただきましたが、協定を結んでいない場合でも、近隣の障害がある方が特別支援学校に避難してくるというケースが考えられます。実際、3・11のときも、岩戸養護学校に近隣の身体障害者の方がお見えになって、1泊されていったという状況がございます。そうしたことから、指定を受けていない場合でも、いざというときには障害のある方を受け入れていくようにということで、学校の方には周知徹底をさせていただきます。

教育局副局長兼総務部長

この件につきましては、5月31日に、市町村教育長会議を開いておりまして、その席で、福祉的な避難所として、是非活用していただきたいということで、各教育長に改めて御要請をさせていただいたという事実がございます。

亀井委員

避難所に指定されていない県立学校は、今どういう状況になっているか、最後にお聞きします。

広報情報課長

委員の御指摘のとおり、避難所に指定されていない県立学校に、地域の方々が避難されることは当然想定されます。そうした際には、避難所に指定されていないことから、市町村による備蓄倉庫は、学校に整備されておりませんが、県立学校には、子供たちの安全確保のために、業務として学校にとどまる教職員のための備蓄食糧が整備されておりますので、緊急対応として、それを提供し、安全が確認されれば、避難者を本来の指定された避難所に誘導することとなります。

しかしながら、被害が甚大で、避難者を誘導できないケースも想定されますことから、そうした場合、水や食糧が必要となった場合には、市町村災害対策本部や県現地対策本部などに連絡しまして、学校への支援を要請することとなります。

県では、避難所に指定されていない県立学校に、地域の方々が避難されることも想定の上、対策を検討し、対応策をマニュアルに記載しておくことを、それぞれの学校に指導させていただきます。

亀井委員

この事務事業の概要の27ページの下のところにも、防災対策の充実ということで、しっかりと記載もされていますので、今後、詳細については、また次回以降の常任委員会で、いろいろお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。